

令和6年4月1日

熊本乳児院で関わってきた全てのこどもたちと
その保護者様、里親様、関係者様

社会福祉法人熊本市社会福祉協会
会 長 小林 佳之

熊本乳児院における不適切養育改善の取組状況についての報告

最初に、過去において私どもの養育上の不適切な関わりがあったことで、こどもたちと保護者様、関係者の皆様にご不安やご不信、ご心配を招いてしまったことに対し改めて深くお詫び申し上げます。

現在、今までにも増して「安心・安全・居心地の良さ」の中で子どもたちが毎日を過ごせるよう取り組んでおります。その取組状況につきましては、令和6年3月29日現在までの取組状況を熊本市に報告しています。

さらに、熊本市担当課様には、適宜、来院して頂き、乳児院で今困っていることの相談や研修情報・助言なども頂き、出来ることを一つずつ丁寧に取り組んでおります。

以下は熊本市に提出した内容の概要です。

※研修取組等令和4年度においても実施していますが、令和5年度分についてのみ記載しています。

被措置児童等虐待等防止のための改善計画実施状況について（概要）

令和5年（2023年）6月8日に提出いたしました改善計画の取組状況について報告致します。

1 被措置児童等虐待等の再発防止に資する取組

（1）「被措置児童等虐待等が生じた要因の特定」について

熊本乳児院として、既に提出させて頂きました下記記述3つを大きな要因として捉えています。

- ①教育・知識・技術等個人のスキル等を要因とするもの
- ②ストレス・感情コントロール等を要因とするもの
- ③管理体制・組織風土等を要因とするもの

（2）「（1）の要因を踏まえた施設や法人における組織・システムの見直し」について
実行性のあるものとするため以下の委員会を立ち上げ実施しました。

●第三者委員会の開催

令和5年7月14日（金）午後3:00より第1回第三者委員会を開催しました。

令和5年11月17日（金）午後3:00より第2回第三者委員会を開催しました。

●管理監督委員会に関する会議及び聴き取り

（1）令和5年7月30日（金）午後3:00より第1回管理監督委員会を開催しました。

（2）管理監督委員会による職員面接実施状況 8回実施（1人30分から1時間程度：50名）

(3) 全職員に対する研修の実施

【令和5年度】

(第1回、第5回は全職員対象。第2回、第3回、第4回はユニットリーダー他10名程度で実施)
令和6年3月までに全8回実施。(下記は研修の一部抜粋)

＝第1回：児童の権利について＝

研修参加後の職員感想等

★「私」と「あなた」の见ているものが違う事。「私」の见ている世界を押し付けていないか。「あなた」が何を见ているかを理解しようとする事や、自分はどんな風に物事を見ているかということ客観的に捉える事も重要だと思った。

＝第2回：アタッチメント形成を阻害する要因について＝

＝第3回：アタッチメント形成を促進するアドボカシーについて＝

＝第4回：アタッチメント形成を豊かにする職員間の心理的安全性＝

★寛容な関わりが自分にとって必要なことだと感じた。特に「あらら～」という言葉が自分にとっても、子どもにとってもその場を落ち着かせられる言葉になるということが印象に残った。何かあると、つい大きな声で言ってしまったりする場面が多々ある。そのような場面でも「あらら～」と言う一言で一旦落ち着くように感じられる。

＝第5回：「食」から始まる楽しい関わり＝

★子育てにおいて一般社会の保護者の一番の悩みは「食事」と講師より聴いて、乳児院だけの悩みではなかったのだと感じた。頑張っても上手くいかないのが食事で、それだけ難しいものだと再認識した。食事をする時は「おいしいよ」と言葉だけでなく、表情やサインも使い伝えていきたい。最も講師の話の中で心に刻んだ言葉は、「何をしたか」より「だれとしたか」がその子にとって大切であると聴いた。自身に置き換え、逼迫した状況でも常に冷静に対処し子どもの信頼を得られるような自分でありたいと痛感した。

＝第8回：「心の発達と子ども時代の大切さ」～愛着形成と児童虐待の影響～＝

乳児院職員が常に意識すべき重要なポイント「適切な応答性」、また事業者が職場環境作りを努めて行う必要がある理由について非常に分かりやすくお話を頂いた。

★今回の研修を受けて、「そうだよね」と再確認しました。施設養育の在り方を、施設長はじめ管理職・事務職・心理・栄養・業務・看護師・相談員、全ての職員で再確認をすることで、少しずつ新しい乳児院が作りあげられてくると感じています。まずは、全ての職員が熊本乳児院を大好きになること。互いに協力し合うこと。乳児院は、子ども達の安心するお家で子どもが主体で、養育者の主張は子ども達目線で発言できているか。常に自己の振り返り。熊本乳児院が子どもも職員も明るい雰囲気の中で日々を送りたいと強く感じる時間になりました。

(4) 子どもの権利擁護委員会における取組

【令和5年度】

① 権利擁護に視点をおいた養育現場における毎月の目標を設定しました。

② 4月に各月の目標設定を職員間で行いました。＝大切にしたい毎月の目標(5月～3月)

全ユニットでその関りを共有し日常の養育に活かすとともに、職員同士が互いをリスペクトするという取組を継続しています。(下記は毎月目標の一部抜粋)

＝5月 衣類や身に付けるものを大切にする＝

＝6月 室内での活動や遊び、お集まりの時間を大切にする＝

＝7月 声掛けを大切にする＝

＝8月 食事や授乳の時間を大切にする＝

＝9月の目標：心地よい入眠・睡眠を大事にする＝

★子ども一人一人入眠時の好みがある為、この様な寝せ方をするとずっと眠れたなどの情報を職員間で共有した。子どもたちが眠りにつく時に心地よくなるよう職員が心掛けたことで、夜間の“ぐずり”や“夜泣き”が減り、朝までよく眠れるようになったと感じた。

＝10月 戸外での活動の時間を大切にする＝

＝11月 お祝いの時間を大切にする＝

＝12月 掃除や整理整頓、環境整備などを大切にする＝

＝1月 お風呂の時間を大切にする＝

★今月の目標取り組みで職員自身が入浴時の子どもの権利擁護について振り返る機会となった。これからは更に大切な時間にしたい。/湯舟に浸かった子どもと目をしっかり合わせ話しかけたり歌を歌ったりして1対1の関わりがしっかり持てる時間にした。その時間、ほとんどの子どもはとても穏やかで湯船に浸かりながら声を出したり笑顔を見せてくれた。

＝2月 スキンシップを大切にする＝

★寝かせつけの際、トントンだけでなく子どもの手を握って寝かせつけをしてみた。寝たかなと思いき手を離そうとすると手を握り返すという反応が返ってきた。手を握ることで安心して眠れていたのだなと理解し、かわいいなと感じた。/泣いている子どもに関わるが多いが、泣かない子どもも抱っこや触れ合い遊びをする等、関わる時間を持つように心がけた。/家政婦や実習生に協力してもらい日中の抱っこ授乳をする機会が増えたことで、子どもと職員の関わりに少しゆとりが生まれ穏やかな時間を過ごせるようになったと思う。

＝3月 排泄の時間を大切にする＝

③ 権利擁護の一環として取り組みを開始

令和6年1月25日 子どもアドボカシーセンター熊本 権利擁護に係る研修

2月9日 子どもアドボカシーセンター熊本より事前施設見学

3月4日 アドボケイトとして今後入るに当たっての事前オリティ

3月11日 子どもアドボカシーセンター熊本 アドボケイトとして来院

3月18日 子どもアドボカシーセンター熊本 同上

2 養育の質の向上を図る取組

(1) 「これまでの虐待・不適切な養育が入所児童へ与えた影響を把握し、児童の健全な成長に必要な措置を講じること」について

●正確に把握することは困難であり、将来においてその影響が見られたり、可能性がある時は、乳児院において、十分な情報提供をするなど協力・対応することとしています。

●熊本乳児院から里親委託しているケースもあることから、令和5年6月17日（土）熊本市情報流通会館にて熊本県里親協議会様に説明会を実施しました。

- 令和6年3月21日 「心の発達と子ども時代の大切さ」～愛着形成と児童虐待の影響～
乳幼児期に最も大切とされる「愛着形成」のプロセスと、その為に必要な「適切な応答性」について学びを深めた。同時に、その為には養育者にも余裕がないと「適切な応答性」を心がけることが困難であることの指摘も受け、事業所として引き続き職場環境（職員確保）の改善に努めることの重要性を確認する場となった。

(2) 「児童の発育・発達の状況・心身の状況に応じて、食事や入眠、排泄などの時間を設定するなど、ユニットケアのメリットも活かし、より家庭的な環境のもとで養育を行うことができるよう柔軟な対応に努めること」について

- 「子どもの権利擁護委員会」において毎月の目標を設定し一つずつ実施しています。

(3) 「定期的なケースカンファレンスやスーパービジョンの充足を図り、児童養育の向上と併せて職員の育成に取り組むこと」について

- 児童相談所を交えてのケースカンファレンスを実施しています。

熊本市児童相談所 令和5年4月18日、4月27日、6月26日、9月25日、11月7日
12月17日、令和6年3月7日

中央児童相談所 令和5年4月24日、7月18日、10月31日、令和6年1月23日、3月3日
令和6年3月5日

八代児童相談所 令和5年4月18日、次回はナシ（対象児童の退所）

- 院内にて個別のケースカンファレンスを実施しています。58回（4月～3月）
- その他の支援会議（要対協、地域の会議、里親等）22回
- スーパービジョン 学識専門職と契約締結、2回実施

3 施設運営の適正化を図る取組

(1) 「施設長および幹部職員は、全ての職員に対し、十分な情報共有と必要な意見交換を行うなど風通しのよい職場づくりに努めること」について

- 月1回の職員会議 毎月25日定例開催日として実施しています。対面参加が出来ない職員はズーム参加も可とし、可能な限り全員参加の下実施しています。参加出来なかった職員は会議録の確認を徹底するよう周知しています。
- 主任者会議は毎月1日を基本とし実施、リーダー会議は主任者会議開催週の週末若しくは翌週の内に実施することを基本とし継続しています。
- 9月より院長による全員面談が進んでいます。
- 管理監督委員会で職員聴き取りした内容の開示並びに法人事業所としての取り組みについて、個人名を伏せて職員にフィードバックを行う。

(2) 「児童の適切な養育に必要な職員の配置を行うこと。特に夜勤体制の見直し、フリー職員の配置等の工夫や育児休業等取得職員の代替職員の雇用などを適切に行うこと。」について

- 夜勤3人体制を4人体制で対応しています。ボランティアの受け入れや家政婦協会、学生アルバイトも活用しています。

- 全国乳児福祉協議会作成のチェックリストの毎月実施による振り返りを実施しています。
 - 職員からの通告、院内で生じた怪我など原因が不明な場合は防犯カメラで確認しています。
- (3) 「言葉の理解や自己表現が難しい乳幼児を対象とした養育であることに対する職員の負担を考慮し、施設長及び幹部職員は、透明性のある組織づくり、外部専門家を活用した継続的な助言指導、メンタルヘルス対策など、職員を支える体制を整備すること」について
- 大学等専門分野の教授によるスーパービジョン契約。1月2回実施。
 - 産業医来院の期日を周知しています。
- (4) 「評議員（会）・理事（会）・監事は、法人・施設に対し、実効性のある管理、監督を行い、ガバナンスの強化を図り、より透明・公正かつ適正な法人・施設の運営を行うこと」について
- 理事、監事を委員とした管理監督委員会の開催を実施。「(2)(1)の要因を踏まえた施設や法人における組織・システムの見直し」に開催状況を前述記載しています。
 - 令和6年2月1日 法人ホームページにて12月28日に熊本市に提出した改善状況報告書の概要版を掲示。
 - 令和6年2月19日理事会にて、改善状況報告書提出の報告説明及びホームページ掲示の報告。
 - 令和6年2月25日職員会議にて、管理監督委員会での聴き取り結果と改善状況について、個人名等は伏せた上で開示する準備をしていることを周知。
 - 令和6年3月7日評議員会にて、被措置児童虐待に関する経過報告並びに改善状況の報告。
 - 令和6年3月21日理事会にて、2月20日以降の経過報告。
 - 4月に「熊乳ース」の発刊の際、改善の取り組み状況をQRコードを設け、見れるようにする。

4 法人としての当該職員等に対する対応

各職員に対する懲戒は最終的に理事会で決定するが、4月開催予定の第三者委員会の意見を聴いた上で最終的に理事会（5月開催予定）で諮ることとした。